

会議録

会議の名称	平成 30 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 30 年 12 月 18 日（火曜日）午後 7 時から 7 時 53 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、田代委員、千葉委員、平山委員、村田委員、指田委員、岸保委員、浅野委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、渡邊委員、井上委員 欠席委員：伊集院委員 事務局：市民部長 松川、保険年金課長 後藤、国保給付係長 定留、国保加入係長 仲、国保徴収係長 齋藤
議題	諮問事項 西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について 平成 31 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料 1 賦課限度額の状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開 会	
○清水会長 平成 30 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会します。 本日の会議は定足数に達していることを報告します。	
議事録署名人の氏名	
○清水会長 今回の署名委員は、渡邊委員と井上委員に依頼します。	
傍聴について	
○清水会長 傍聴の方はいらっしゃいますか。	
○事務局 いません。	
2 議 題	
（1）諮問事項	
西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について	
○清水会長 議題に入る前に事務局から発言があります。	

○事務局

西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定につきまして、事務局のこの間の検討経過について説明させていただきます。

財政健全化計画につきましては、第1回の会議で、その策定について市長から諮問をさせていただき、第1回、第2回の会議においてさまざまな御審議をいただいたところでございますが、市内部において計画の素案について検討したところ、本計画策定後においても実際に保険料率改定の際には大幅な見直しが必要となる可能性があること、広域化後の決算を踏まえた上で、より精緻な数値による計画を策定したほうがよいのではないかという結論に達しました。

事務局からの提案ですが、協議会においては、これまで御審議いただいた内容を中間的なまとめとし、計画の策定については、来年度も継続して御検討をいただくという方向でおまとめいただけないかというものでございます。

○清水会長

西東京市国民健康保険財政健全化計画は事務局の説明どおり、今年度は中間的な見直しということにして、引き続き、来年度協議会で検討するというところでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

平成31年度 国民健康保険料のあり方について

○清水会長

これより議題に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

[配布資料1の説明]

○清水会長

ご質問がありましたら、お願いします。

○田代委員

東京都内で特に医療については、9市だけが本来の政令に基づいた金額ではないということになっておりますので、私としては、今後は、1年遅れではなく、政令に基づいた形で対応したほうがいいのではないかなと思います。

○千葉委員

事務局の出された案に私は賛成いたします。その上でお尋ねしたいことがあるのですが、54万円から58万円に上げることで、対象の世帯数、収入の額などがわかれば教えていただきたいのですが。医療給付のほうだけでいいと思います。

○事務局

確認いたします。

○千葉委員

私も田代委員と同じで、政令に基づいた形で対応したほうがいいのではないかなと思います。

○平山委員

1年据え置いていますので、来年度は58万円に上げるということではないか
と思います。

○村田委員

事務局の案でよろしいかと思います。

○清水会長

31年度の政令が改正された場合、そちらに合わせるとの御意見がありますが。

○指田委員

58万円の案には賛成です。ただ、政令改正があった場合は、政令どおり合わせるとい
うことでよろしいのではないかと思います。

○岸保委員

私も58万円の案に賛成です。あと政令が変わったときに一緒にあわせて変更していく
ことにも賛成です。

○浅野委員

一律に政令の指定によって上げたほうが良いと思います。

○仲川委員

私も一律に政令の指定によって上げたほうが良いと思います。

○長谷田委員

政令の指定どおり上げたほうが良いと思います。

○渡邊委員

54万円から61万円まで、7万円の増加になるわけですね。その対象になる人につい
て、先ほど千葉委員が御質問していましたが、対象になる人数や対象となる収入はどの
階層になるのかが気になります。

○清水会長

対象人数等は資料を確認していますのでしばらくお待ちください。今回の31年度の改
定案は58万円ということですよね。

○事務局

そのとおりです。

○田代委員

基本的に政令に合わせるかどうかですね。58万円に上げるのは、上げざるを得ない
わけですね。ただ、31年度は12月14日にできた政令に合わせないと、また1年遅れ
の状況となりますよ。

○事務局

申し上げているのは、政令に合わせるのがよくないかということではなくて、31年
度に2年分引き上げると負担が大き過ぎることから、政令が変わらなかったときに追い
つくというのが、一番影響の少ない方法ではないかというのが事務局としての考え方
です。今、政令改正に合わせて2年分を引上げてしまうと、先ほど渡邊委員がおっしゃっ

たように影響が大きいものですから、影響の少ない案を御提案させていただいているところでは。

○千葉委員

私が言った趣旨は、31年度はこの案の58万円でいって、将来的には政令に合わせてやるということがいいのかなと、私はそういう趣旨だったのです。今回いきなり61万円まで引き上げると7万円上がるのです。上げ幅が大きいので、それは問題かなと思います。国が据え置きの方が1年でもあれば、そのときそこを利用して合わせられると思うのです。将来的に政令に合わせてというふうな趣旨で私は考えたいと思います。

○田代委員

それだと、1年遅らせるという話ですよ。今までと同じですよ。

○事務局

国の引き上げがなかった年に追いつかせると影響が少ないということなので、答申の中に政令から1年遅れでやってきたが、改定の負担が少ない段階に来たときに、政令に追いつかせるべきであるというような表現ではいかがでしょうか。

○田代委員

永遠に追いつかないのでは。

○事務局

政令が改正されなかった年もあります。

○井上委員

今回、58万円にするか61万円にするか、そちらの議論だと思いますので、両方とも賛同を得るといふ趣旨のことではないと思います。今後の国の動きは、ある程度値上げは見込まれるものの、確定は難しいわけですから、事務局提案のとおり58万円にすることによってよろしいのかと思います。

○田代委員

影響世帯と影響額はどうなりましたか。

○事務局

58万円に上げた場合、影響する世帯数は577世帯となります。収入ですが、世帯数によって影響収入額が違いますので、1人世帯で、給与収入で1,200万円、2人世帯も1,200万円、3人世帯で1,100万円くらいとなります。影響額は1,500～1,600万円ぐらいの影響です。

○土方会長代行

政令に合わせてというのがわかりやすいのかなと思いますけれども、幅の問題が難しいところです。先ほど言われたように、政令で毎年毎年上がっていると、ずっと追いかけていかなければならない状態になるので、その辺もありますし。

○平山委員

今までは2年に1回ぐらいずつ上がっていたような気がするのですがどうですか。

○清水会長

毎年上がったときもあったと思います。

○平山委員

来年度また上がるということなので、続けて上がるのは、今まで余りなかったのではないかなというのが私の記憶なのですが、後期高齢者支援金と介護給付金を交互に上げていったような気がするのですけれども、今まで毎年上がっていましたか。

○事務局

医療分、後期分、介護分のいずれかの区分が上がっておりましたが、29年度は国が据え置いたことで、政令に追いつきました。

○平山委員

31年度は30年度分の58万円にして、32年度に61万円にするというようにしていったほうが、影響が少なく済むと思うのです。先ほどから言われています、政令に合わせるのと引上げ幅が大き過ぎるのではないかと私は思います。

私の考えは、31年度は58万円、その次の年は61万円という形でもっていったほうが、市民に対してはやさしいのではないかと思います。

○長谷田委員

例えば政令の金額ではなく、独自の金額にするというわけにはいかないのですか。

○事務局

可能ではあります。

○清水会長

一律、政令に合わせたほうがいいのではないかと御意見と1年遅れでも、31年度は58万円にしてするという御意見がございますが。

○浅野委員

ルールが必要だと思うのです。というのは、1年遅れでやっていくと、2年ならいいのかとか、1年ならいいのか、半年ならいいのかといういろいろな議論が出てしまうので、決めるなら政令どおりとしほうが、すっきりすると思います。

○清水会長

確かにそうですが、負担額が多くなる心配もありますよね。渡邊委員がおっしゃるように、政令どおりにすると急に引き上がることになりますね。

○浅野委員

保険料は税金から控除されますよね。税額が減額されるのであれば、7万円がすべて負担となるのではないと思うので、政令どおりのほうがすっきりすると思っています。

○清水会長

そういう意見も出ましたが、いかがですか。

○千葉委員

過去に7万円まで一気に上がったことがあるのでしょうか。ちょっと考えられない。来年度、61万円まで政令に合わせて上げると、一気に7万円上がるわけです。今までの流れを見ると、52万円、54万円、58万円とあるので、これが政令で上がってきたものだ

と思いますので、上げ幅はそれくらいだと思うのです。ですから、4万円でも上がり幅は大きいと感じますので、4万円を限度にする。ただ、ずっと1年遅れということではなくて、将来的には国が据え置いた場合に上げるという、経過措置みたいなものでやるのではと思います。激変緩和ということがあるので、余り極端な上げ方ではないほうがいいように思います。

○清水会長

58万円にして、32年度は政令どおりという御意見と、一律、政令に合わせたほうがいいのではないかと御意見と、二通りありますけれども、いかがですか。

○長谷田委員

ルールに沿ったほうが、私もいいと思うのです。もし間をとって59万円にしたら4万円となり、次回も4万円としたら、毎年4万円ずつ上がっていく。そのほうが限度額の対象の方にはわかりやすいのではと思うのですが。いかがでしょうか。

○事務局

事務局としましては、2年分一気に上げるというのは余りにも影響が大き過ぎると考えております。国の引き上げがなかったときには追いつくということを目指していくという形でいかがでしょうか。

○清水会長

事務局からの意見ですけれども、どうでしょうか。31年度は58万円にして32年度は法令によっては一律に合わせるということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

(2) その他

○清水会長

次に事務局からその他でありますか。

○事務局

次回の運営協議会について調整させていただきます。

(次回日程協議)

○清水会長

今回は、1月22日午後7時とします。

3 閉 会

清水会長

それでは閉会します。ありがとうございました。

午後7時53分 閉会